

平成25年10月24日

## 放送受信契約の未契約世帯に対する担当窓口変更通知の発送について

本日、受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけない千葉県と埼玉県の世帯22件に対し、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しましたので、お知らせします。

### 【これまでの対応】

- ・当該世帯については、これまで地域を管轄する放送局営業部・営業センターにおいて丁寧に対応してきましたが、これ以上対応を重ねても、自発的に契約していただくことは困難と判断しました。
- ・今後は、営業局受信料特別対策センターで丁寧に対応を行いますが、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、それでもなお応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。